平成２８年（フ）第２１１号
奈良県橿原市内膳町４丁目３番17号　ルミエール203
債務者　井上　仁見
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１２５号
鳥取県鳥取市的場２丁目77番地１　メゾンリヴェール302号、旧住所鳥取県鳥取市浜坂３丁目２番19号
債務者　西村多恵子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４９号
鳥取県米子市東福原１丁目５番11―700号
債務者　山本　誠彦
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第７７５号
広島市安芸区船越南３丁目25番36号
債務者　城　　勝夫
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２３号
広島市西区鈴が峰町42番７―103号　市営住宅
債務者　平田千惠子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９２号
徳島県徳島市川内町榎瀬756番地の２　レジデンス古山104、旧住所徳島県徳島市応神町吉成字有天44番地の３　メゾンソレイ202号室
債務者　大崎　美夫
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１４号
徳島県徳島市八万町柿谷144番地の12、旧住所徳島県徳島市八万町柿谷12番地の１　ガーデンヒルズ城南Ⅵ　205号
債務者　光藤さち子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２５号
愛媛県松山市道後湯之町13番16号
債務者　石丸　**茂**弘
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２９号
愛媛県松山市住吉１丁目５番28号　ロイヤルアネックスベイフロント407号
債務者　葛城百合子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１９号
愛媛県新居浜市泉宮町３番６号　谷口アパート２階１号、前住所愛媛県新居浜市新田町２丁目12番27号
債務者　神野　陽子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第１２５号
愛媛県四国中央市三島中央４丁目４番11号　マリオン伊予三島305号、前住所愛媛県四国中央市金生町下分864番地の６
債務者　石川　礼子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第２５７号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地の２　県営住宅Ｇ２―104号
債務者　土居　和子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２７１号
高知市中須賀町134番地４
債務者　森野のぞみ
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４３号
福岡県久留米市荘島町16番地22　グラン・メゾン久留米1005号
債務者　古賀　一弘
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３６３号
宮崎市花ケ島町笹原2267番地　レオパレス笹原106号、前住所宮崎市福島町寺山3147番地
債務者　山本　成香
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５９号
宮崎県延岡市柚の木田町1365番地１
債務者　松本　英範
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部